

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者募集実施要領

1 目的

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業は広告付地図及び庁舎案内板の設置により来庁者の利便性の向上及び自主財源の確保を図るため、熊谷市役所本庁舎において広告付地図及び庁舎案内板を設置及び維持管理する事業者を募集することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業

(2) 目的

有料広告事業の趣旨である市の資産の有効活用により、歳入の確保を図るとともに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 設置場所及び開庁時間

広告付地図及び庁舎案内板の設置場所は次のとおりとし、詳細は協議の上、決定することとする。

ア 広告付地図

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 1 階南ホール東側	平日及び第二第四土曜日（※） 8：30～17：15

イ 行政情報モニター及び行事案内モニター付庁舎内案内板

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 1 階南ホール西側	平日及び第二第四土曜日（※） 8：30～17：15

ウ フロア案内板等

設置場所	開庁時間
熊谷市役所本庁舎 各階エレベーターホール等	平日及び第二第四土曜日（※） 8：30～17：15

※ 土曜日は、市民課のみ開庁

（参考 来庁者数：約 1,000 人/日（平日））

(4) 設置期間

運用開始日から 5 年間とし、その後の取扱いは協議するものとする。

(5) 仕様等

機器の設置、移設及び撤去、契約期間中の維持管理等の経費、広告事業の実施に係る費用並びに電気使用料については、事業者の負担とする。

詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

(6) 施設使用形態

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部の使用を目的外使用許可する方法により行う。

3 応募資格

応募できる事業者は、単独の事業者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 定款又は商業・法人登記簿において、広告業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成１７年規則第６８号）第２０条の２の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。
- (4) 熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 公告日を基準として、過去２年の間に官公庁において、広告付地図及び庁舎案内板設置を行った実績があること。
- (8) 直近の年度において、法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 熊谷市役所本庁舎からおおむね２時間以内に到着が可能な場所に本社又は支社若しくは営業所等を有していること。

4 参加申込手続

(1) 手続スケジュール

ア 公告	令和７年１１月１２日
イ 質問受付	令和７年１１月１２日から令和７年１１月１９日まで
ウ 質問回答	令和７年１１月２１日
エ 応募書類提出期間	令和７年１１月１４日から令和７年１１月２８日まで
オ 入札	令和７年１２月１５日
カ 使用開始	令和８年２月１日以降

(2) 質問及び回答

ア 受付期間及び時間

令和７年１１月１２日（水）～令和７年１１月１９日（水）午後５時１５分

イ 提出方法

質問書（様式第４号）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。
電子メールの送信後、必ず総務部庶務課に電話し着信を確認すること。
電話又は口頭による質問は受け付けない。

提出先 総務部庶務課

電子メール shomu@city.kumagaya.lg.jp

※ 質疑がない場合は、提出不要

ウ 回答方法

令和７年１１月２１日（金）までに熊谷市ホームページに掲載する。

(3) 提出書類

ア 熊谷市広告付地図及び庁舎案内板設置維持管理事業者募集申込書（１部提出）
[様式第１号]

イ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）

ウ 納税証明書

法人市民税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人の場合）、法人税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人以外の法人の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ 会社概要（パンフレット可）

オ 設置しようとする広告付地図及び庁舎案内板の仕様書（写し可）

カ 誓約書（１部提出）[様式第２号]

キ 委任状（１部提出）[様式第３号]（代理人が応募等行う場合は提出すること。）

※ 証明書等は発行後３か月以内のものとする。

※ 提出書類は返却しない。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがある。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵便による場合は提出期限日までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

なお、郵便事故等について、市は一切の責任を負わない。

(5) 提出期間

令和７年１１月１４日（金）から令和７年１１月２８日（金）午後５時１５分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

(6) 提出先

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１

熊谷市役所総務部庶務課庶務係

(7) その他

ア 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。

また、やむを得ない理由により本事業を中止する場合、本事業に要した費用については、市に請求できないものとする。

イ 参加辞退の場合

応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに総務部庶務課に提出するものとする。

ウ 入札参加資格結果について

応募書類を提出した事業者には、後日入札参加資格結果に関する通知を送付する。

5 設置者の選定期日及び選定方法

(1) 設置者の公開選定日

日時 令和7年12月15日（月）午前10時から

（受付時間は、午前9時30分から午前10時まで）

場所 熊谷市役所本庁舎7階 入札室

※ 公開選定への立会いの事前申込みは不要

(2) 応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とする。

(3) 様式第5号の行政財産使用料提案書に必要事項を記入の上、割印を押印した封筒に封緘した状態で持参すること。

(4) 行政財産使用料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する予定価格（最低行政財産使用料）以上で、かつ、最も高い金額の提案を行った者を選定して設置者とする。

なお、最高価格の提案者が2人以上ある場合は、くじにより選定する。

(5) 行政財産使用料は、協定書に定める金額としますが、落札者が行政財産使用料提案書に提示した金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算（1円未満の端数切捨て）した金額を総額として協定書に表記します。

6 協定の締結

本市と事業者は、本事業の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、協定を締結する。ただし、協議が不調となったときは、本市は、次点者との協定締結交渉を行うことができる。

7 その他

(1) 事業者は、広告付地図及び庁舎案内板の設置及び維持管理、行政財産の目的外使用料、設置費用並びに電気使用料について負担するものとする。

(2) 事業者は、機器の運用開始前に、職員に対し機器の操作方法について、十分な説明を行うものとする。

(3) 本事業の実施については、本市と事業者の協議により内容の一部を変更する場合がある。

8 担当・連絡先

熊谷市総務部庶務課（担当：小暮）

住所：〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1

TEL：048-524-1111（内線 2 3 4）

FAX：048-525-9051